

かりば

第101号
平成14年11月



賀老高原ブナの実味覚散策会

今年は5年ぶりにブナの実が豊作！

黄葉したブナ林には、一面にブナの実とすがすがしい空気が漂います。

— 10月19日 賀老高原ブナ林 —

おもな内容

► 第3回定例会

行政報告 2~4ページ

審議した議案 3~4ページ

審議した議案と内容 4~5ページ

一般質問 5~10ページ

意見書 10~11ページ

► 町村合併に関する調査特別委員会

..... 11ページ

おります。

森林管理署においては、三番目の谷止工と崩落地の間で来年度以降に谷止工を計画しているところであります。

また、国道及び村道の復旧

については、小樽開発建設部において、国道の法面、村道の路肩及び村道に架かっている橋の補修を実施していただきこととなっておりますが、村としては、村道の舗装についても開建で実施してくれるよう要請しているところです。

これらの要望につきましては、九月二日に開建寿都道路及び黒松内道路維持事業所へ九月三日に後志支庁、後志森林管理署及び小樽開発建設部へ出向き要請してまいりました。

以上、これまでの経過につ

いて報告とさせていただきま

す。

三、高齢者生活福祉センター居住部門、入居者の入浴時死亡について

去る八月十四日、十八時三十分頃一人で入浴中の桜井義一郎さん（八十一歳）がうつ伏せで浮いているのを援助員が発見、直ちに消防へ救急要

氏を浴槽から引き上げたところ既に心停止の状態でありましたが、救急隊による応急措置を行ながら道立寿都病院へ搬送いたしました。

道立寿都病院医師により、死亡の確認がなされ、寿都警察署で検死いたしましたところ、外傷・脳内出血等の形跡もなく、更に溺れて温泉等を飲んだ形跡も無いことから、同日十八時十分頃、病死（心筋梗塞）と検死されました。

なお、寿都警察署により、現場検査が行われ、施設の運営管理等種々検証されました

が、この居住部門の性格上、自立支援施設であり、更に検死結果等を踏まえ、翌十五日に当村の管理責任は無い旨を示されました。

今後の対策につきましては、居住者のプライバシーを尊重しながらも、居住者の協力を得て、入浴中においてこまめな声かけや、巡回等を行い安心して利用できるよう、一層充実してまいります。

四、村道元町墓地線改良工事の中止について

本年度当初予算で計上し、

改良計画をしておりました村道元町墓地線につきまして、

起点から六十メートル地点までの村道事業で予定していた部分については、土地所有者の協力が得られないことから、工事を断念せざるを得ない状況となりました。

予算編成の段階では、所有者の了解を得て進めていたことでもあり、現段階でこのような事態となりましたことにつきましては、非常に残念であります。関係者の皆様の期待に添えないことにつきまして、まことに遺憾に思うところであります。

詳細は、お手元に配布の図面にありますとおり、村道東瀬棚通線交点から新甫川通線交点までの延長約六十メートル部分の工事を断念し、その先の元町墓地に至る延長約二十五〇メートル区間にについては、

当初計画通り「経営林道元町線開設事業」として実施することといたしました。

このことに伴いまして、今回提案しております一般会計補正予算に事業中止に係る分の減額補正を計上しているところであります。

いざれにしましても、今後の事業実施にあたりましては地域住民の方々の不便を極力

審議した議案

委員会調査報告（産業建設常任委員会）

認定第二号 平成十三年度島牧村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第一号 平成十三年度島牧村一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第三号 平成十三年度島牧村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第四号 平成十三年度島牧村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第五号 平成十三年度島牧村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第一号 島牧村教育委員会委員の任命について

議案第二号 島牧村人権擁護委員候補者の推薦について

議案第三号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第四号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第五号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第六号 工事請負契約の締結について

議案第七号 平成十四年度島牧村一般会計補正予算（第三号）

議案第八号 平成十四年度島牧村国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）

(3)

解消すべく、万全を期して取り進めてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

五、資源ごみの分別収集品目の拡大とごみ処理の有料化について

ごみ処理は、島牧村・寿都町・黒松内町で構成する南部後志衛生施設組合において広域で処理をしており、ごみ処理量は年々増加傾向にあり、また、その処理費用についても、各町村とも財政的に高い割合の状況となっております。平成十五年度からの本格的な資源ごみの分別収集処理に向け、その体制整備について南部後志衛生施設組合の三ヶ町で協議をしてまいりましたが、地域住民に一定の負担を求ることにより、ごみ処理に対する住民の関心が高まり、ごみ発生の抑制・減量化、消費行動・ライフスタイルの改善が図れることから、九月十三日開催された南部後志衛生施設組合議員協議会で、平成十五年度から、ごみ処理費用の一部について、排出者から負担をしてもらうことでの方向性としてまとまりましたので、ご報告させていただきました

ます。
詳細の内容につきましては、この定例議会終了後、議員協議会を開催させていただきま

して、説明をする所存でありますのでご理解賜りたいと存じます。

議案 第九号 平成十四年度島牧村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
議案 第十号 平成十四年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算（第一号）

報告第一号 株式会社アバローネの経営状況の報告について

審議した議案と内容

委員会調査報告（産業建設常任委員会）

〔内容〕六月二十四日開催の第二回村議会定例会で付託を受けた所管事務調査六件の内、調査を終了した二件について委員長から調査結果の報告がされました。

会委員の任命について

〔内容〕任期満了に伴う島牧村教育委員会委員の任命にあたり、現委員齊藤隨眺氏を適任者として再任命することで議会の同意を求めたものです。
◎審議の結果…全員賛成で原案同意

議員派遣による調査報告（産業建設常任委員会）

〔内容〕ポロ狩場川災害現地調査について、会議規則第一一八条の規定により現地調査を行った結果について提案議員から報告がされました。

議案第二号 人権擁護委員候補者の推薦について

〔内容〕任期満了に伴う人権擁護委員の推薦にあたり、和田定和氏を適任者として推薦することを議会の意見を求めたものです。

◎審議の結果…全員賛成で原案同意

認定第一号から認定第五号までの平成十三年度各会計の歳入歳出決算の認定については、全議員による決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続審査とすることになりました。

〔内容〕任期満了に伴う島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任に

〔内容〕任期満了に伴う島牧員の選任にあたり、現委員藤井紀隆氏を適任者として再選任することで議会の同意を求めたものです。

◎審議の結果…全員賛成で原案同意

議案第六号 工事請負契約の締結について

〔内容〕島牧村ふれあい交流センター建築主体工事の契約

にあたり、予定価格が五、〇〇〇万円を超えるため、議会

の議決に付すべき契約及び財

意見案第一号 道路整備に関する意見書について

意見案第二号 地方税源の充実確保に関する意見書について

意見案第三号 「ペイオフ全面解禁」延期と地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から外し、全面保護を求める意見書について

意見案第四号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任にあたり、現委員藤田豊治氏を適任者として再選任することで議会の同意を求めたものです。

◎審議の結果…全員賛成で原案同意

議案第六号 工事請負契約の締結について

〔内容〕島牧村ふれあい交流

センター建築主体工事の契約

にあたり、予定価格が五、〇〇〇万円を超えるため、議会

の議決に付すべき契約及び財

議案第一号 島牧村教育委員会副委員長長尾文裕一

議案第二号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任に

議案第三号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任に

議案第四号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任に

議案第五号 島牧村固定資産評価審査委員会委員の選任に

議案第六号 島牧村ふれあい交流

センター建築主体工事の契約

にあたり、予定価格が五、〇〇〇万円を超えるため、議会

の議決に付すべき契約及び財

の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により議会の議決を求めたものです。

◎審議の結果：賛成多数で原案可決

議案第七号 平成十四年度島牧村一般会計補正予算（第三号）

〔内容〕 補正額は二、一八二万五千円を減額し、総額は二八億九、七七八万五千円になります。歳出補正の主なものは、漁港事業負担金で一、一六〇万円の減、泊海岸二号線新設工事及び元町墓地線改良工事で一、二〇〇万九千円の減、地域振興基金積立金（指定寄付）で一〇〇万円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第八号 平成十四年度島牧村国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
〔内容〕 補正額は五四万円を追加し、総額は二億七、二五四万円になります。歳出補正の主なものは、保健事業関係消耗品及び療養給付費国庫負担金等精算返還金等で五四万円の追加です。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第八号 平成十四年度島牧村国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
〔内容〕 補正額は五四万円を追加し、総額は二億七、二五四万円になります。歳出補正の主なものは、保健事業関係消耗品及び療養給付費国庫負担金等精算返還金等で五四万円の追加です。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第九号 平成十四年度島牧村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

〔内容〕 補正額は一五三万二千円を減額し、総額は一億二、八七六万八千円になります。

歳出補正の主なものは、泊海岸通線配水管布設工事で一〇七万一千円の減、本日地区国道改良配水管布設替工事測量設計・監理委託料で三二万七千円の減、第一栄浜配水管復旧工事で四一万六千円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第十号 平成十四年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
〔内容〕 補正額は二八万三千円を追加し、総額は二億一、九八八万三千円になります。

歳出補正の主なものは、平成十三年度介護給付費道負担金で二八万三千円の追加です。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第八号 平成十四年度島牧村一般会計補正予算（第三号）
〔内容〕 補正額は二、一八二万五千円を減額し、総額は二八億九、七七八万五千円になります。歳出補正の主なものは、漁港事業負担金で一、一六〇万円の減、泊海岸二号線新設工事及び元町墓地線改良工事で一、二〇〇万九千円の減、地域振興基金積立金（指定寄付）で一〇〇万円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

〔内容〕 株式会社アバローネの経営状況の報告について

への村の出資額が、同社資本金総額の二分の一を超えるた

め、地方自治法の規定により

議会に報告するものです。

閉会中の継続調査（議会運営委員会）

意見案第二号 地方税源の充てん確保に関する意見書について

◎諸般の事情により会議規則第二十条の規定に基づき撤回

利用世帯としましては十三世帯であり、全世帯の約三分の一にあたります。

以上が時間延長後の利用状況であります。

次に、午後五時以降の延長保育についての考え方であります

ますが、近年の少子化対策・子育て支援等、また、後志管内の保育所の実態調査により、公設保育所二十五ヶ所のうち、十五ヶ所において午後五時三十分まで、延長保育を行って

いる状況にあることを考慮し、当村においても希望者を対象に平成十五年度から、午後五時三十分までの延長保育の実施に向けて検討してまいります。

当村においても希望者を対象に平成十五年度から、午後五時三十分までの延長保育の実施に向けて検討してまいります。

第三回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答要旨をご紹介します。

一般質問

今回の質問者は四名ですが、掲載にあたっては、主に通告事項を中心まとめました。

浜野議員

一、保育所の保育時間延長後の延長時間の利用状況について

昨年十二月二十日開催の第四回定例会において、私からの一般質問を受け理事者は十四年度四月より保育時間の延長を実施して来たところですが、延長時間の利用状況についてお知らせ願いたい。

又更なる延長をお考えか伺いたい。

村長

今年四月より、保育所の保育時間を延長してきたところの利用状況と、さらなる延長についての考え方ご質問であります

りますが、保育時間の利用状況につきましては、従来の保育時間から一時間延長して、

午後五時までとしましたが、利用人数につきましては、

延べで一七六人、一日あたり二・八人、うち少ない日は一人、多い日は七人が利用して



島牧保育所 発表会

二、救急車の救急患者搬送先について

救急車の急患者搬送には消防法並びに救急法等で直近の病院及び医院、診療所の診断の上でなければ設備の整った病院への搬送はしてはならないという一定の縛りはあるのか理事者に伺いたい。

村長

救急患者の搬送については、医師の診断のうえでなければ設備の整った病院への搬送はしてはならないという一定の縛りがあるかとの質問であり

院へ運ばなければならないと明文はございませんが、消防法第二条第九項の中で、救急業務とは災害により生じた傷病者を「救急病院等を定める省令」に基づき、都道府県知事が告示した医療機関・その他の場所へ搬送することとなつております。

この条項の中で、救急告示医療機関、その他の場所に緊急に搬送するということから、救急隊は傷病者の症状に適した医療機関へ搬送するよう努めるべきことは救急業務の目的からして当然のことでありますが、救急隊が傷病者の症状を的確に判断できるかどうかが難しいため、医師の判

断を仰ぐべく、直近の医療機関に搬送しております。

その後の転送、転院搬送につきましては、医師の判断により処置されております。

再質問

今の村長の答弁は、ケースバイケースというような捉え方はできるんですが、少なくとも今年八月、豊浜で交通事故が発生しましたが、この時点でたまたま現場に居合わせた訳ですが、救急隊員に意識もはつきりしている、外傷も目立った外傷はない、家族は

寿都病院ではなく八雲の町立病院に日頃よりかかっているので、そちらに搬送してほしいという要望がありました。その旨、救急隊員に告げましたら、いや、それはできませんと、一度は必ず寿都病院あるいは島牧診療所こちらに寄つてなければ、そちらの方に搬送することはできませんという

結果的には寿都病院で処置できないと、重傷でないけれどもそれらの器械設備がないということで、やはり当初、両親が言われた八雲の病院に搬送したというような事例がございます。

この問題ばかりでなく、非常に日頃の救急業務これらについて無駄な時間を費やすところは、必ずやどこかに転送される、八、九割は転送というような状況の中でも、にもかかわらず診療所を通った方は、それなりの設備の整った病院へ行けますが、必ず寿都病院に寄って、時間のロスをしてそれなりの設備の整った病院へ運ばれているというような状況でございます。

これは非常に住民の生命を守るために、適切な対応をするその必要があろうと思います。

少なくとも、消防士、一億四千数百万のこれらの巨費を投じて二台の救急車を配備し、救急救命士までつけてこのような粗末な姿でいいのかどうか。こういったことを、必ずしもこれがそうあるべきパターンという形での救急士を認識しておられますので、このへんをぜひとも改めるべく理事

者から助言をしていただきたいと思う訳でございますが、いかがなものでしようか。

村長

先ほど申し上げました救急隊の業務としては、消防法の

第二条第九項の中で行っていることについては変わりございませんが、急病の場合、いわゆるケガ等においては、救急隊が判断しかねるという部

分があるように伺っております。病院で救急する場合等につ

るということについては変わりございませんが、急病の場合、いわゆるケガ等においては、救急隊が判断しかねるという部

長尾議員

一、住基ネットの安全性について

住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）の稼動から一ヶ月余り経過しましたが、連日のように個人情報流出などへの懸念からその是非が報道されております。私も安全性に関して多少不安に思うものでありますが、わが村では安全性をどのように確保されているのかお伺い致します。

村長

わが村での住基ネットの安全性をどのように確保されているかとのご質問であります

が、住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の大大切な個人情報を取り扱うことから、

システムの構築にあたっては、

制度面・技術面・運用面、こ

ういった側面から、それぞれ院とかあるいはカルテのある病院などには搬送している、このように伺っております。

なお、我々も消防本部の方にお聞きしましたら、やはり質問者がおっしゃったような事例がこの村だけでなく、よ

事例がこの村だけではなく、よ

そもあるように伺っておりますので、私の方から消防本部の方に、こういう意見があつたということを強く要望してまいりたいと存ります。

院とかあるいはカルテのある病院などには搬送している、このように伺っております。

るコンピュータとの相互認証など幾重にもわたる不正防止対策を講じております。

また、システム検索者の目的外利用の防止対策として、ICカードやパスワードなど

による端末機器使用者の特定、データ通信の履歴管理及び検索者の履歴管理、使用記録の取得等を行っております。

運用面からも、個人情報の保護を万全に講じるために、住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ組織規程・入退室管理規程・アクセス管理規程・情報資産管理規程をそれぞれ八月五日付をもって整備したところであります。

それでもなおかつ、個人情報に重大な障害を及ぼす恐れがある場合には、内部協議のうえ、一時停止を含め接続を中止する措置をとることも考え、プライバシーの保護については最大限配慮してまいる所存であります。

再質問

止また接続を停止する旨のお考えがあるということであれば、それはそれでわが村としての独自の、自治体としての安全確保に向けての決意があ

ると思う訳ですが、実際この住基ネットを利用される、利

用機関というのはどのくらいあるのでしょうか。

お知らせ願いたいと思います。

住民課長

活用でございますが、情報機関の利用できる事務といったしましては、雇用保険の支給、あと恩給の支給など九十三の事務に限って法律で具体的に決められてございます。

再々質問

自治体としては九十三の事務なのかもしぬませんが、利

用機関といったしましては、

総務省とか都道府県、いろいろござります。

長尾議員

後ほど資料を差し上げたい

二、南後志町村まちづくりフォーラムでの村長の提言について

市町村合併を考える…まちづくりフォーラムの中で村長は、広域連合、一部事務組合の複合、拡充の可能性を提言されておりましたが、村内また庁内で具体的な検討を進めておられるのかお伺いします。

村長

私は、まちづくりを考える

うえでの選択肢として、合併、

広域連合あるいは単独のこの三つの選択があろうかと思いま

ますが、この選択肢から考

た場合、広域的に進めること

のできる事務をまず第一に検

討することが必要ではないかと考えましてお話しした訳であ

用機関はどうなのか。

先日ニセコ町の逢坂町長が、

総務省にこの見解を求めたと

ころ、それなりの利用機関の

回答があつたということで、

住民コード配布というような

方向性が出てましたが、これ

はまだ村としては把握してい

ないのでしょうか。

私が思うには、この十七年三月ですか、一応国が考える

タイミングミットということを

考えますとき、今のような対応でいいのか、大変疑問に思

う訳でありますが、そのへん

村長はいかがですか。

村長

十七年三月のタイミング

トというのは、恐らく合併の

支援のことだらうと思います

が、これまでに考えるべきで

はないかというようなご意見

かと思いますが、私としては

広域的な事業については相手

のいることであります。

私どもだけできることで

はございませんが、いま進め

ている研究会なり、いろいろ

な会議がございますが、この

中で広域事業の先ほど申し上

げました介護なり国保なり、

中でかかるかもしませんが、い

づれにしても広域行政というの

はまだたくさんあると思います。

取り組めるものは取り組ん

でいくという姿勢を私はどつ

ていただきたいと考えております。

の広域的取り組みなど、町村が共同で取り組むことが可能

な業務をまず検討していかな

ければならないのではないか

と考えております。

私は十七年三月までに考

れやすいということではなく、

もっとできれば、この十二月

でも来年春まででも、それら

の検討が島牧村の中での検討

がきちんとされているべきだ

と思いますが、いかがですか。

こういった事業の提案を申し上げていきたいし、ぜひ関係

町村にもご理解得るようにな

ていきたいと考えております。

私は十七年三月までに考

れやすいこと

なく、

ついでに

一、合併問題について

佐藤議員

当村においても合併問題についてようやく動き出したが、今後の対応をどのように進めていく予定であるかお聞かせ

(7)

願いたい。

村長

ご承知のとおり、去る五月二十一日に「島牧村・黒松内町・寿都町広域まちづくり研究会」が設立され、三町村合同の取り組みとして、それぞれの町村においてフォーラムを開催してきたところであります。

今後、研究会においては、

三町村の人口動態や住民サービス、財政状況などを調査し、合併した場合の効果や弊害について検討を進め、十一月中旬くらいをめどに、合併是非の判断材料となるような資料の作成を目指しているところであります。

村といたしましては、資料ができましたら「町村合併に関する調査特別委員会」にお示しするとともに、住民皆様にも資料提供してまいりたいと考えております。

再質問

十一月中ぐらいをめどに議会ならびに住民の方に、ある程度の合併に対する考え方の第一のとりまとめをしたいということだと思いますが、私は基本的に合併には反対をして動いてほしいと思っている

訳ですが、先ほど長尾議員から申されたとおり、合併フォーラムが三回開催されまして、当村の村長が一番具体的でまた、わかりやすいお話をしていただき嬉しいと思っていましたのですが、まず先にやってほしいうことがひとつあります、今は合併をしたらどうなるかということを非常

に議論というか、そういう形で進めておりますが、合併しない方向でいったらどうなるかということは何も議論されていないと思う訳です。

確かに財政的な問題、いろいろな問題が出てくると思うますが、合併しないでいくとこうなりますよというのが何も示されていない。

判断材料のうちのひとつの大切なことでないかと思いますが、このへんについてご協議するつもりがあるかどうかお伺いしたいと思います。

ゆるデメリットを議論する訳ですが、その中でしないといふ方向になれば、しない方向に出していくでしょうが、確かにしない場合に対する情報とないでいった場合に対する町村に対して、こうだという明確な資料、情報は提供されていません。

これは国ばかりでなく、道からも示されていないし、しがってどの町村もなかなかこのしない場合でどう対応していくのかという情報については、うちばかりであります、なかなかそこまで情報提供するというのは難しい状況にござりますので、少なくともそれらを要求しています。そういうものを出してくれるようなことを、町村会などを通じながら要望してますが、なかなかこういうものを出してくれません。

二、住民基本台帳ネットワークシステムについて

佐藤議員

二、住民基本台帳ネットワークシステムについて

どの区域を越えた住民基本台帳事務が行われることとなつております。

住民基本台帳カードのその他サービスの利用につきましては、カードの空きメモリーの活用は可能ですが、現在、各市町村に設置されている住基ネット機器では、住基ネット以外の事務につきましては法で禁止されており、したがつて印鑑証明等の他種の活用を考えた場合、新たな機器の設置が必要となりますので、住民基本台帳カードの交付状況や、他市町村の動向等を見極めたうえで、今後検討してまいります。

再質問

この住基ネットの機器の導入にあたりましては、一昨年でしたか、OA化という問題の中で、この設備を導入していく段階で、議会等でもできればその利用にあたっては最大限に、効率よく利用してほしいと、一億以上かかったと思しますので、利用を今後十分に考えて対応していただきたいということと、先ほどセキュリティーの問題が出ましたので、ひとつだけお伺いしたいのは、履歴等によりまし

てきちんとした、使う側の管理もある程度行うこと

ですが、参考までにお聞かせ願いたいのですが、その中には罰則等についてはうたわれているのかどうかお伺いしたいと思います。

住民課長

伊藤議員

一、大平山の高山植物等の貴重植物の保護と環境保全について

仮称「河鹿トンネル」完成後に心配される大平山登山者の急増と環境破壊、貴重な高山植物の盗掘が心配されるので今から早急に対策を立てるべきでないか。

破壊や乱獲されてからでは遅いので村としての対策が必要と思う。

一、登山者の動向・各地の著しい環境悪化の実例・大平山にある高山植物の実態調査を早急にすべきと思われる。二、国・道・環境保護団体・村内の団体や有志等とも話し合い有効な対策に着手すべきではないかと思われるのと村の方針を聞きたい。

村長

登山者の動向・各地の著しい環境悪化の実例・大平山にある高山植物の実態調査を早急にすべきと思われる。

議会において希少な野生植物の中でも特に保護する必要があると認められ、平成十四年三月二十二日「指定希少野生動植物」に指定され、五月一日から採取等が禁止されています。

ことになりますが、大平山の高山植物の中でも、村の花として昭和六十二年に指定した

「オオヒラウスユキソウ」につきましては、「北海道希少性から採取される危険性

のある植物で、譲り渡し等流通を監視する必要があると認めています。罰則でございます。

従事する職員の罰則で、関係職員が秘密を漏らした場合には通常より重い罰則が規定されるよう法律でなってございます。

各地の環境悪化の事例につきましては、一部ではあります。夕張市の夕張岳、様似町のアポイ岳、礼文町の桃岩地域等については、登山ブームによる入山者の急増と園芸ブームによる盗掘によって、山の植生が荒廃した報告がされております。

大平山の高山植物の実態調査については、「希少野生動植物」の指定を受けたことから、本年四月二十六日に大平山に成育するオオヒラウスユキソウ等の希少な高山植物を保護するため、関係行政機関による協力体制を図ることを目的に後志支庁地域政策部環境生活課が事務局となり、環境省自然環境局北海道地区自然保護事務所、北海道森林管理局函館分局、後志森林管理署、北海道環境生活部、後志支庁、島牧村を構成員とした「大平山高山植物保護対策会議」が設立され、七月二十三日開催の第二回会議において保護対策に向けた道の取り組み状況が報告され、この中で高山植物の種類等、個体数把握の現況調査を植物の専門家に委託して、本年八月から九月八日まで一三五名であります。

さらにこの「指定希少野生動植物」の中から、特にその

月にかけて実施し、十一月頃に調査結果が提出される見込みでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次、国・道、環境保護団体、

村内の団体や有志等とも話し合い有効な対策に着手すべきではないかと思われるのと、方針を聞きたいということ

であります。先にお答えいた「大平山高山植物保護対策会議」の運営規約には、構成員以外の参加も認められておりましたことから、村内外の団体、個人等も必要に応じて参加要請し、関係行政機関と一緒に保護対策等についての意見交換の場としての活用も考えられます。

また、村としても大平山に生息する希少な高山植物等は、保存すべき貴重な資源として守るために「大平山高山植物保護対策会議」の運営に全面的に協力し、村議会とともに協議しながら必要な保護対策に努めてまいりたいと考えております。

再質問

調査結果の資料が出たら、全議員に配布してもらえばと思っていますがよろしいですか。

村長

わかりました。

大平山、山頂付近



← 村の花にもなっている、
オオヒラヌスユキソウ



意見書の提出

次の意見書が可決され関係省庁へ提出しました。

意見案第一号 道路整備に関する意見書

提出者 島牧村議会議員
佐藤伴則

国の構造改革の議論が進む中で、行財政のあらゆる分野において、構造改革を進めていくことは当然であり、その見直しは果斷に行わなければなりませんが、広大な面積を有し都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道としては、「国における道路整備のあり方についての見直し」の動向に注目せざるを得ません。

そもそも道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで北海道の道路網の整備は中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものであります。

しかしながら、本道における道路整備は、受益者負担に基づく道路特定財源制度のも

と、着実に行われているもののいまだ十分とはいえず、本道各地の「活力ある地域づくり・まちづくり」を支援し、全で安心できる郷土の実現を図る上で不可欠なものであります。

特に高規格幹線道路ネットワーク形成は、道内の「地域間の交流・連携の強化」「地域経済の活性化」「救急医療・災害時の代替ルートの確保」

さらには、「我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場」として、その役割をしっかりと担うための道政の最重要課題であります。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早急に整備が図られるよう次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

記

特別地域道路交通確保並びに特定交通安全施設整備等に関する新たな長期計画を策定することにより、長期的視点に立った整備を一層推進すること。

二、高速自動車国道を始め高規格幹線道路の整備については、国の責任において着実に推進し、本道の高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図ること。

三、道路整備に必要な財源確保の仕組みを今後とも維持すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

議会を傍聴しましょう

手続きは議場の

受付簿に記入するだけです



意見案第三号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書

提出者 島牧村議会議員

野坂寿全

平成十四年四月に実施された定期性預金のペイオフ解禁は、来年三月まで全額保護される普通預金への預け替えや、大手金融機関への預金流出を招くなど、地域金融と地域経済の将来に不安を与えていま

す。

普通預金などを含めた「ペイオフ全面解禁」が、厳しい経営環境のもとで予定通り来年四月に実施されるならば、地域金融機関から大手金融機関などへの預金流出がさらに加速し、地域金融機関や中小企業、地域経済に大きな打撃を与えるかねません。

世論の高まりの中で、政府は無利子の当座預金を全額保護する特例措置を検討しているが、有利子の普通預金がその対象から外されているなど、預金流出の防止に十分効果があるか疑問であります。また、地方公共団体の公金預金は、地域住民の生活と経

済に直結した資金であり、中

小企業向け制度融資の原資と

もなっており、その性格からしてペイオフの対象にはなじみません。

さらに、ペイオフ解禁による公金預金保護のための資金移動は、地域金融機関への不安をあり、地域経済の混乱を招く恐れもあります。

よって、政府においては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

記

一、平成十五年四月に予定さ

れている「ペイオフ全面解禁」は、金融不安が解消され、景気が回復するまで延期すること。

二、地方公共団体の公金預金は、固定性、流動性を問わずペイオフの対象から除外し、全額保護する措置を早急にと

ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

町村合併に関する調査特別委員会

(平成十四年六月二十四日設置)

委員長 伊藤真一 副委員長 中田仁史

平成十四年第三回定例会終了後(九月二十四日)、町村合併に関する調査特別委員会が再開されました。

調査議件は町村合併に関する調査についてであり、村側からの提出資料(○町村合併に関する経過、○市町村合併の特例に関する法律の概要、

○市町村合併支援プラン)についてそれぞれ説明を受けた後、合併問題について審議が進められました。

審議内容の内、主なものについては、○四月に行つた合併問題住民アンケート実施について、○合併特例法の期間延長等の問題について、○夢の持てる希望の持てる島牧村をつくるにはどうあるべきか、○合併に対する全村民の意識について、○合併をしないという方向でいった場合どうなるかについての資料提供、○今後の資料要求について等に

教育のもり整備事業により、
灯台構内に完成した東屋
十月二十五日撮影



昭和十二年四月十一日に点灯して以来、初めての大規模改修を昨年十一月に終えた茂津多岬灯台
十月二十五日撮影



島牧村ふれあい交流センター新築工事の安全祈願祭が、去る10月10日現地において行われました。

来年3月20日までの工期で建築主体、電気設備、機械設備工事等が実施されます。

供用開始は平成15年4月初旬の予定です。

議会の 日誌

(平成14年7月26日)
(平成14年10月30日)

[7月]

26日 南後志町村まちづくりフォーラム
(黒松内町 議長)

[8月]

1日 後志管内町村議会議員パークゴルフ大会
(岩内町・共和町 議長)

2日 決算審査現地調査

5日 開発道路島牧・美利河線促進期成会総会
(役場大会議室 議長外)

6日 岩内・寿都地方消防組合臨時議会
(岩内町 大高議員)
南部後志衛生施設組合臨時議会
(寿都町 伊藤議員)

8日 決算審査現地調査

20日 はまなす風力発電㈱来庁
(議長)

23日 後志管内町村議会議員研修会
(泊村 議長外)

27日 南後志町村まちづくりフォーラム
(寿都町 議長)
例月出納検査

29日 南後志町村まちづくりフォーラム
(改善センター 議長)
決算審査書類調査

30日 決算審査書類調査

[9月]

1日 岩内・寿都地方消防組合並びに北海道消防協会
第15回連合消防演習
(岩内町 副議長)

- 5日 産業建設常任委員会所管事務調査
12日 例月出納検査
平成14年度納税表彰式 (役場大会議室 議長)
13日 議会運営委員会
14日 平成14年度島牧村敬老会
(改善センター 議長外)
21日 佐藤孝行政経セミナー (函館市 議長)
23日 第51回島牧村戦没者追悼式
(改善センター 議長外)
24日 平成14年第3回村議会定例会
町村合併に関する調査特別委員会
議員協議会
26日 交通安全街頭啓発
(島牧警察官駐在所前 議長)
28日 農業問題と町村合併に関する懇談会
(黒松内町 議長外)

[10月]

8日 北海道新聞社岩内支局落成披露 (岩内町 議長)
10日 島牧村ふれあい交流センター新築工事安全祈願祭
(議長外)

11日 例月出納検査
12日 自由民主党北海道政経セミナー (札幌市 議長)
20日 寿都高等学校創立100周年記念式典
(寿都町 議長)

24日 濱棚町・島牧村地域振興議員交流会
(役場大会議室 全議員)
30日 穂別町議会視察研修で来村
(総合福祉医療センター 議長)

やがて狩場山も白一色にそ
の姿をえていきます。

語り合う声をも吸収してい
く深い静寂と、時折の木漏れ
音、かすかに揺れる笹の音、
飛び散ったブナの実は何かを
語りかけているようで、合併
問題が頭をよぎる中、この大
自然はびくともしないように
感じました。

▽深まりゆく秋の日、賀老高
原でブナの実味覚散策会を体
験しました。

▽定例会終了後、町村合併に
関する調査特別委員会設置後
の第一回目の会議が開催され、
合併問題について資料の勉強
と共に、これからまちづくり
りがいかにあるべきか、慎重
な議論が展開されました。

△議会広報「かりば第一〇一
号」をお届けいたします。
本号では平成十四年九月二
十四日に開催された第三回定
例会の一般質問、議案の審議
内容を中心に編集しました。

お編
え集
てを